

自動販売機設置
事業者募集要項
〔甲府市役所本庁舎〕

令和7年2月

目 次

1. 物件概要等	1
(1) 場所及び面積	1
(2) 施設概要	1
2. 応募資格要件	2
3. 貸付条件等	2
(1) 貸付期間	2
(2) 用途	2
(3) 貸付の形態	2
(4) 機器仕様等	2
(5) 設置事業者の選定	2
4. 入札参加申込み	2
(1) 申込期間	2
(2) 申込場所	3
(3) 提出書類	3
5. 質問書の提出及び回答	3
(1) 受付期間	3
(2) 提出方法	3
(3) 質問への回答	3
6. 入札参加の辞退	3
7. 入札参加資格確認通知書の交付	4
8. 入札	4
(1) 入札及び開札の日時及び会場	4
(2) 入札の受付	4
(3) 入札当日持参するもの	4
(4) 入札保証金	4
(5) 入札方法等	4
(6) 無効な入札	5
9. 落札者の決定	5
(1) 開札	5
(2) 落札者の決定	5
(3) 落札者の決定取り消し等	5
10. 入札結果等の発表	6
11. 契約の締結	6
(1) 提出書類	6
(2) 提出期間	6
(3) 提出場所	6
(4) 契約保証金	6
(5) 注意事項	6
12. その他	7
13. 問い合わせ先	7

甲府市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項
(制限付き一般競争入札)

甲府市では、市役所本庁舎に自動販売機(飲料)を設置する事業者(以下「設置事業者」という。)を制限付き一般競争入札により募集します。

なお、入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1. 物件概要等

(1) 場所及び面積

物件番号	施設名称及び所在地	貸付場所	位置図	設置台数	貸付面積
1	甲府市役所本庁舎 甲府市丸の内一丁目 18番1号	2階の1	別紙の とおり	1台	1.36㎡
2		2階の2		1台	1.36㎡
3		3階の1		1台	1.02㎡
4		3階の2		1台	1.02㎡
5		4階		1台	1.76㎡
6		7階		1台	1.76㎡
7		9階		1台	1.76㎡

※ 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、電気子メーター設置部分、使用済容器回収ボックス設置部分を含みます。

※ 物件番号1及び3については、ユニバーサルデザイン自動販売機とします。

(2) 施設概要

- ①開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
施設利用時間は午後9時30分まで
- ②開庁日 次の開庁日を除く日
- ・土曜日及び日曜日(ただし、日曜窓口開庁(2階)あり)
 - ・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
 - ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条で規定された休日
- ③勤務者数 約1,000人
- ④来庁者数 平日:約500人/日

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。
また、法人にあっては、その役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (5) 法人にあっては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において自ら管理及び運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3. 貸付条件等

- (1) 貸付期間
令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで
- (2) 用途
自動販売機（飲料）の設置・運営に限ります。
- (3) 貸付の形態
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、甲府市が設置事業者に対して行政財産である建物又は土地の一部を賃貸する方法により行います。
- (4) 機器仕様等
機器仕様等については別紙仕様書のとおりとします。
- (5) 設置事業者の選定
設置事業者は、物件番号ごとに選定（入札）します。

4. 入札参加申込み

入札への参加を希望される方は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参してください。

また、申込期間内に提出されない場合、又は提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご留意ください。

- (1) 申込期間
令和7年2月4日（火）から令和7年2月20日（木）まで
（この期間内の市の休日を除く）午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所 甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

(3) 提出書類（各1部）

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）、役員等名簿（別紙）	○	○
③	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—
④	住民票	—	○
⑤	業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）	○	○
⑥	業務実績を証する書類（契約書の写し等）	○	○
⑦	国税及び本店・支店等が所在する市町村の税の納税証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※ ③④⑦については、いずれも発行日から3月以内の原本又は原本の写しとします。
ただし、提出書類が原本の写しの場合は、原本を持参してください。

※ 複数物件に参加する場合であっても、提出書類は事業者ごとに1部で結構です。
なお、提出書類の返却はいたしません。

5. 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和7年2月13日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第6号）により電子メールにて提出してください。

電子メールアドレス：kkanzai@city.kofu.lg.jp

(3) 質問への回答

すべての質問と回答を取りまとめて、甲府市ホームページに「質問回答書」を掲載します。

6. 入札参加の辞退

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第7号）を提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、すでに提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7. 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加資格確認通知書」を申請者あてに送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が到着しないときは、必ず「13. 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

8. 入札

(1) 入札及び開札の日時及び会場

日 時： 令和7年3月12日（水） 午前9時00分から
会 場： 甲府市役所本庁舎 6階 大会議室

(2) 入札の受付

- ① 入札受付は、入札会場にて入札日時の10分前から行います。
なお、入札は物件番号1から順次行います。
- ② 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ③ 「入札参加資格確認通知書」及び「身分証明書」を提示してください。
- ④ 入札会場に入室できる方は、1申込みにつき1名とします。

(3) 入札当日持参するもの

- ① 「入札参加資格確認通知書」
- ② 「印鑑」
一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。
- ③ 「身分証明書」
申込人又は代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）
- ④ 「委任状」
代理人により入札する場合は、委任状（様式第5号）に必要事項を記入して持参してください。
- ⑤ 「入札書」
入札当日に入札書（様式第4-1号）を配付しますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、添付されている入札書を複写して使用し、必要事項を記入して持参してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札方法等

- ① 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- ② 入札書は、貸付物件番号ごとに作成し、提出してください。
- ③ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ④ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札書に記載する金額は、年額としてください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

(6) 無効な入札

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 入札に関して不正行為があった入札
- ③ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ④ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ⑥ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ⑦ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

9. 落札者の決定

(1) 開札

- ① 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない甲府市職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者の決定

- ① 甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は、「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がいないときは、最高の入札額を発表します。

【再度の入札】

- ① 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ② 再度入札は、1回のみ行います。
- ③ 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- ④ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
- ⑤ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第4-2号）の提出を受け、予定価格以上の金額で契約の相手方を決定し、随意契約することがあります。

(3) 落札者の決定取り消し等

- ① 落札者が次のいずれかに該当する場合は、落札者としての資格を取り消すものとします。
 - ・契約書の提出期日までに書類が提出されなかったとき。
 - ・落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
 - ・落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと甲府市が判断したとき
- ② ①のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき、及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の入札額を示した者と随意契約交渉を

行うものとします。

10. 入札結果等の発表

落札者名及び落札金額等について、甲府市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

11. 契約の締結

設置事業者として決定した者は、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

- ① 契約書2部
- ② 印鑑登録証明書（設置事業者及び契約保証人のもの各1部）
※ 発行日から3月以内のものに限る
- ③ 契約保証金の領収証書の写し（契約保証金を免除された者は不要）

(2) 提出期間

令和7年3月13日（木）から令和7年3月21日（金）まで
（この期間内の市の休日を除く）午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和7年3月21日（金）午後5時までに必着のこと

(3) 提出場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

(4) 契約保証金

- ① 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければなりません。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とします。
- ② 契約保証金の納入は、甲府市の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。
- ③ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ④ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5) 注意事項

- ① 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ② 貸付契約は、申込人名義で行います。
- ③ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ④ 契約には契約保証人が必要となります。

12. その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、甲府市財務規則（昭和62年規則第1号）及び甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）の定めるところによるものとします。

13. 問い合わせ先

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
電話番号 055-237-5197